

消費生活センター だより

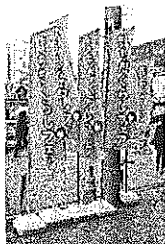
まちだくらしフェア2014

～安心・安全・エコな暮らし～

7月4日・5日、町田市民フォーラムにおいて「まちだくらしフェア 2014」が開催されました。両日とも、あいにくの雨模様でしたが、1,210名もの方がご来場になり、会場はととても賑わっていました。講演会やパネル展示のほか、コースターや箸袋の手作り体験コーナー、住宅や金融商品の相談コーナー、景品つきの各種ミニゲームなど、大人も子どもも楽しく遊び、楽しく学べる催しがいっぱいでした。



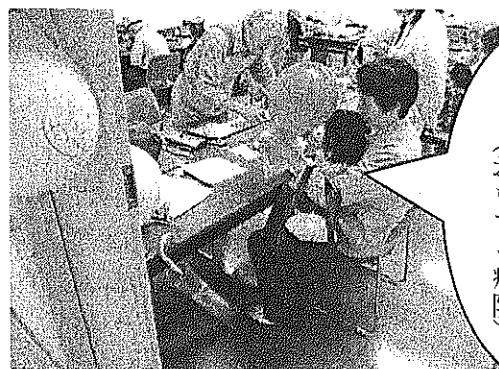
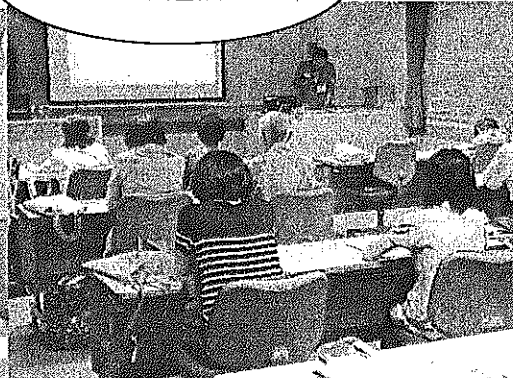
子どもセンターがやってきた！！



講演会や学習会で
しっかり勉強！



来場者と出展者の交流の場。
暮らしに役立つ情報を
聞くことができます。



あたしのお人形さん
治るかな？
(おもちゃ病院)



疲れたら喫茶コーナーで
ちょっと休憩。
奥には子どもミュージアム
心が和みます。

相談室

TEL 042-722-0001

点検だと思っただら？

悪質な訪問販売による 消火器のリース契約に注意！

町田市をはじめ都内の消費生活センターには、高齢者が自宅を訪問されて、高額な消火器のリース契約をしてしまったとの相談が、多数寄せられています。点検や交換と言われ署名したら、実は長期リース契約だとわかった等、悪質なケースが多く、注意が必要です。

《事例1》

90歳の母に消火器リースの請求書が届いた。10年間のリース契約で、3万円の請求書と一緒に母が署名した契約書の写しが同封されていた。母は、国の方から来たと言っていたというが、詳しいことは覚えていなかった。契約を止めたい。

(60代男性)

《事例2》

「消火器の点検に来た」と業者が訪問してきた。3年前に購入した消火器の点検かと思い、話をきいた。業者は、いくつもの書類を示しながら一方的に話しはじめ、最後に書類へのサインを求めてきた。よく分からなかったが、言われるままサインしたところ、新しい消火器をその場で設置し、古いものと交換した。「点検」のはずなのに変わったと思っただが、何も言えなかった。後日、請求書が送られてきて、10年間の消火器リース契約とわかった。(80代女性)

《アドバイス》

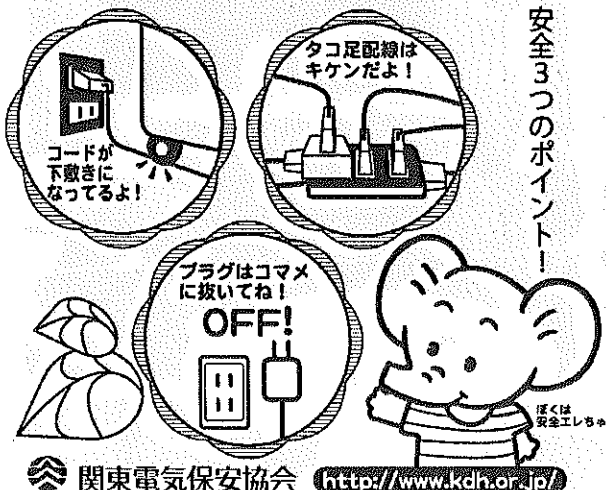
公的機関や過去の消火器設置事業者を思わせ

る口ぶりで訪問し、一気にまくし立てて、その場で契約させる手口です。契約当日は、ごく一部の書類しか渡さず、クーリング・オフ期間経過後に書類一式を郵送してきます。契約時に一緒に写真を撮り、納得してきたケースもあります。

戸建住宅には消火器の設置義務はなく、公的機関が消火器の交換や点検、販売のために訪問することはありません。突然事業者が訪ねてきても家には入れず、不審な電話には出ないようにしましょう。署名や捺印する場合は、書類の記載内容をよく確認しましょう。不審に思ったら、その場で印鑑を押ししたり支払ったりせず、消費生活センターに相談しましょう。

8月は経済産業省主催の 電気使用安全月間です

安全3つのポイント！



電源コードや配線器具の事故は、タコ足配線やホコリ、水分の付着による電源プラグのトラッキング現象等、火災に至ることも多く、重篤な人的被害も起きています。注意しましょう。

消費生活センターの催し

予告くらしに役立つテスト教室

「キッチンで楽しむ染色～玉ねぎの皮でランチョンマットを染めてみよう～」

日時：9月18日(木)午後1時～4時 場所：町田市民フォーラム3階テスト室
対象：市内在住、在勤、在学の方 定員：16名(申し込み順) 費用：100円(材料費)

申し込み方法：8月21日(木)正午～9月15日(月)に町田市イベントダイヤル(電話042-724-5656、年中無休、午前7時～午後11時)へ。保育(1歳～就学前、人数に限り有り、無料)希望の方はあわせてお申し込みください。

お問い合わせ：町田市消費生活センター 042-725-8805

